生垣等の基準について

(伊豆市都市計画課)

<補助対象の基準>

- (1) 道路と敷地の境界部(概ね2.5m以内)に、新たに延べ3m以上植樹を 行うこと
- (2) 法令の規定により道路の境界線とみなされる線(建築後退線又は事業認可 道路予定線等)より建物用地側に植樹すること
- (3) 中木(樹高1m以上のもの)の場合は0.5本/m以上、低木(樹高0.3m以上 1m未満のもの)の場合は1本/m以上植樹すること
- (4) 株立ちは、1株を1本として算定すること
- (5) 樹木の植樹やフェンス等の設置には、緑の連続性や周囲との調和に配慮すること
- (6) 道路から見て、樹木の前にフェンスを併設する場合には、(1)から(5)までの要件に加え、次に掲げる要件を満たすこと

ア フェンスの要件

- (ア) 基礎高は概ね60cm以下とすること
- (イ) 基礎を除くフェンス部分の透過率は50%以上とすること
- (ウ) 基礎を含む全体の高さは1.2m以下とすること
- イ 樹木の要件
- (ア) 樹木の高さは基礎高よりも高くすること

<補助対象外>

次のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 芝生、草花
- (2) プランター等、移動が可能なもの